

## 平成30・31年度愛知県設計・測量・建設コンサルタント等業務等 入札参加資格審査申請の受付日程等の御案内

愛知県（建設部・農林水産部・企業庁）及び県関係団体（愛知県道路公社、愛知県住宅供給公社、公益財団法人愛知水と緑の公社、公益財団法人愛知県都市整備協会）が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務、建設工事に関する入札参加資格審査の申請の受付を行います。

### 【受付期間・方法】

受付期間：平成30年1月4日（木）から平成30年2月15日（木）まで

申請方法：あいち電子調達共同システム（CALS/EC）による電子申請

### 【要件】

#### （1）設計・測量・建設コンサルタント等業務

- ① 資格審査を希望する業種について、建築設計を希望する方は建築士法第23条に基づく「建築士事務所」の登録、一般測量又は航空写真測量を希望する方は測量法第55条に基づく「測量業者」の登録、若しくは法令等による営業の登録を必要とする場合は、当該登録を受けていること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号に該当する者でないこと。
- ③ 愛知県が指定する愛知県税及び国税が未納でないこと。
- ④ 社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険に加入していること（適用除外の場合を除く）。
- ⑤ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

#### （2）建設工事

上記（1）②、③、④及び⑤のほか、資格審査を希望する業種について、「建設業の許可」及び「経営事項審査の総合評価値の通知」を受けていること。

なお、経営事項審査の審査基準日（決算日）については、平成28年7月1日から平成29年6月30日の間にあることが必要となります。

### 【必要書類等】

- ① 国税の納税証明書 本店所在地を管轄する税務署で様式その3の3（法人の場合）又は様式その3の2（個人の場合）の交付を受けて下さい。

※ 愛知県税については、電子申請の中で管理番号（法人の場合）又は固有番号（個人の場合）を入力する必要がありますので、事前にご自身の番号をご確認下さい。愛知県で納税状況を確認します。

管理番号：法人県民税・事業税・地方法人特別税の確定申告書の9桁の管理番号

固有番号：個人事業税の納税通知書の12桁の固有番号

- ② 社会保険・雇用保険の届出が確認できるもの（領収書の写し等）

平成30・31年度の申請受付から、下記③の書類が必要となります。

- ③ 資本関係又は人的関係に関する申告書（該当する者がいない場合は提出不要）

設計・測量・建設コンサルタント等業務は、①・②・③に加え下記④・⑤の書類が必要です。

④ 法人は登記事項証明書、個人は代表者の身元証明書及び登記されていないことの証明書

⑤ 次の3業種の申請を希望する方は、当該業種に係る登録を確認できる書類の写し

建築設計：建築士事務所登録証等、一般測量又は航空写真測量：測量業者登録証等

**(支店等を契約締結営業所とする場合は、その支店等が当該営業を営む営業所として登録されていることがわかるものを必ず提出してください。)**

(注意事項) ①及び④については入札参加資格審査申請時から3ヶ月以内のものに限ります。

(コピー可)

②は直近のものに限ります。(コピー可)

①・②・③・④・⑤は別途郵送して下さい。

◎申請要領・詳細については、平成29年12月初旬に愛知県建設部建設総務課のホームページ(<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-somu/>)に掲載予定です。

#### 【問い合わせ先】

《電子申請の関係》 あいち電子調達共同システムヘルプデスク 0120-059-399

《要件・必要書類等》 (すべてダイヤル・イン)

建設部建設総務課契約第一グループ 052-954-6608

農林水産部農林検査課契約グループ 052-954-6394

企業庁管理部総務課契約グループ 052-954-6671

#### 【総合点数の算定】

(1) 設計・測量・建設コンサルタント等業務

《算定式》

**総合点数 = 3 × A + B + 5 × C + D** (300点満点)

A：年間平均実績高の点数(10点～30点)

B：自己資本額の点数(10点～30点)

C：有資格者数の点数(10点～30点)

D：営業年数の点数(10点～30点)

(2) 建設工事

① 総合点数の算定方法

《算定式》

総合点数 = 経営事項評価点数 + 成績評価点数

② 総合点数のうち成績評価点数の算定方法

《算定式》

成績評価点数 = 工事成績評定点数 + 障害者雇用状況点数 + 優良工事表彰点数

+ 地域貢献点数 + ファミリー・フレンドリー企業登録状況点数

- 指名停止等経歴点数